

GPIC 研究会規約

2020年1月1日

第1条 名称および事務局

本会は、GPIC (Green Power Innovative Communication) 研究会と称し、事務局を東京都港区麻布台2-4-5 株式会社セミコンポータル内に置く。

第2条 目的および活動

1 本会は、国際的なエネルギー問題を解決するために研究開発が不可欠なグリーンパワー関連産業の発展に資すると共に、「技術で勝ち、経営でも勝つ」ために先端技術とアプリケーション、サービス関係者の議論する場を提供することを目的とする。

2 前項目的を達成するために、グリーンパワー関連産業の要素技術からサービスに至るまで広く関係者のコミュニケーションが育まれる環境を整備し、関係者間のイノベーションを加速させ、同産業の国内及びグローバルな発展に寄与するために有益な活動を行う。

第3条 会員種別とその権利

1 会員の種別およびその権利は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1)個人会員 | 本会の趣旨に賛同し、各種会合に積極的に参加できる者。 |
| (2)特別会員 | 本会の趣旨に賛同する者で、役員会が特に認めた者。 |
| (3)法人会員 | 本会の趣旨に賛同する企業。 |

2 法人会員については、設立時には募集しない。

第4条 入会

本会の会員になろうとする者は、別途定める入会申込書を事務局へ提出し、役員会の承認を受けなければならない。

第5条 退会

会員で退会しようとする者は、別途定める退会届を事務局へ提出しなければならない。

第6条 役員

1 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) ディレクター（テクノロジー担当、ビジネス／サービス担当） | 各担当 3名以内 |

2 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。会長は、自己の職務を補佐するために、会長補佐を任免することができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない事情があるとき、会長の職務を代行する。

4 事務局長は、総務、会計を総理する。

5 ディレクターは、担当分野に対応した企画、運営を担当する。

第7条 任期

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第8条 アドバイザー

本会にアドバイザーをおくことができる。但し、役員会の承認を受けなければならない。

第9条 機関

本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局
- (4) 専門委員会

第10条 総会

総会はすべての会員により構成される。総会は原則として、年1回開催され、次の事項を議決する。

- (1)予算および決算
- (2)会費
- (3)役員の選出
- (4)規約の改正
- (5)その他特に重要なこと

第11条 総会の議決

総会の議事は、出席会員の過半数の賛成で決する。

第12条 総会の議決権

- 1 個人会員は、各1個の議決権をもつ。
- 2 議決権の行使を、他の出席会員に委任することができる。
- 3 特別会員、法人会員は議決権を有しない。

第13条 役員会

役員会は役員により構成される。役員会は、原則として2月に1回開催され、次の事項を行う。

- (1)本会の運営および執行に関すること
- (2)その他役員会が必要と認めること

第14条 役員会の議決

議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決める。

第15条 事務局

事務局は、総務、会計を担当する。

第16条 専門委員会

- 1 役員会は、特定の目的を検討するための専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会には、外部有識者を委員として加えることができる。
- 3 役員会は、必要に応じて専門委員会に活動報告を求める事ができる。

第 17 条 会費

- 1 会費は、年額次のとおり定める。
個人会員 15,000 円
法人会員 別途役員会で定める。
- 2 アドバイザーおよび特別会員はこれを徴収しない
- 3 既納の会費はこれを返還しない

第 18 条 経費

本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第 19 条 会計年度

本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年の 8 月 31 日に終わる。

第 20 条 会計監査

役員会は、経理状況を監査し、総会に報告する。

第 21 条 守秘義務

会員は、本会の活動を通じて開示された会員の秘密情報および自己が知り得た情報を、役員会または当該秘密情報の開示者の事前承諾なく、第三者に開示、漏洩、または利用させてはならない。

第 22 条 成果の利用

会員は、本会の成果を共有し、自己の業務、研究開発に利用することができる。

第 23 条 規約の変更

本規約の変更は、役員会および総会において、出席者のおのの 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第 24 条 解散

本会の解散は、役員会および総会において、出席者のおのの 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 25 条 補足

本規約に定めのない事項または解釈について疑義がある場合、役員会の合議により決定する。

(付則)

この規約は、2020 年 1 月 1 日から施行する。